

令和3年8月19日

郡市区等医師会長 殿

大阪府医師会長  
茂松茂人  
(公印省略)

令和3年8月11日からの大雨による災害により被災した要介護高齢者等  
への対応および被災者に係る被保険者証の提示等について（その2）

平素より本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和3年8月11日からの大雨による災害により、広島県、福岡県、佐賀県、島根県の一部地域に加え、長野県、長崎県の一部地域において災害救助法（昭和22年法律第118号）が適用されたため、厚生労働省より各都道府県介護保険主管部局あてに災害により被災した要介護高齢者等への対応に関する事務連絡が発出されたとして、日本医師会より周知依頼がありました。災害救助法の適用を受けた場合における被災した要介護高齢者等への対応といたしましては、介護保険施設や居宅サービス事業所について、災害等による定員超過利用が認められていること、被災のため職員の確保が困難な場合においても減算を行わないこと、また利用者については利用者負担や保険料の減免を可能とする等、市町村に対し柔軟な対応が求められているところです。

また、被保険者証および負担割合証（以下、被保険者証等）を消失あるいは家屋に残したまま避難していることにより、介護保険事業所等に対して被保険者証等を提示できない場合等も考えられることから、厚生労働省より各都道府県介護保険担当主管部局に対し、この場合、氏名・住所・生年月日・負担割合を申し立てることにより、被保険者証等を提示した時と同様のサービスを受けられる取扱いとする旨の事務連絡が発出されております。

要介護認定等については、新規の要介護認定等の申請前にサービスを受けた被保険者に対しても、市町村の判断により特例居宅介護サービス費等を支給することができることや、要介護認定等の有効期間の満了前に更新申請をすることができない場合についても、要介護認定等の更新申請があったものと見なして引き続きサービス提供を行うことができる取扱いとする旨などが示されております。

なお、最新の災害救助法適用地域につきましては、内閣府のホームページよりご確認いただきたいとのことです。

(該当ページURL：[http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo\\_tekiyou.html](http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html))

つきましては、貴会におかれましても本内容をご了知いただきますとともに、貴会会員へご周知賜りたく宜しくお願い申し上げます。

<担当>大阪府医師会地域医療2課（安田）  
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町2-1-22  
TEL: 06-6763-7002 FAX: 06-6765-3737  
E-mail: t-yasuda@po.osaka.med.or.jp